

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令案要綱の概要

平成19年7月

趣旨

この政令は、平成18年6月2日に公布された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)の規定において、技術的・細目的事項が政令に委任されたことから、当該事項について、必要な事項を規定するものである。

政令案の概要

1 合併の認可の申請の方法(第1関係)

合併前旧主務官庁が同一の特例民法法人は、合併の認可の申請を共同してすることができることとするほか、合併の認可の申請書の記載事項を追加するもの。

2 合併の認可の申請書の添付書類(第2関係)

特例民法法人が合併後旧主務官庁に対し、合併の認可の申請をする際の申請書の添付書類として、合併後の事業活動の内容を記載した書類等を追加するもの。

3 合併をする特例民法法人の事前開示事項(第3、第4関係)

合併により消滅する特例民法法人及び合併後存続する特例民法法人の事前開示事項として、合併をする各特例民法法人の最終の財産目録の内容等一定の事項とすべき旨を定めるもの。

4 合併存続特例民法法人が承継する債務及び資産の額等(第5関係)

合併後存続する特例民法法人の理事が社員総会等において説明しなければならない要件を定めるもの。

5 合併存続特例民法法人の事後開示事項(第6関係)

合併後存続する特例民法法人の事後開示事項として、債権者保護手続の経過等一定の事項とすべき旨を定めるもの。

施行期日(第7関係)

整備法の施行日(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行日に同じ。)とする。